

令和7年第2回三豊市議会臨時会 提出議案一覧

議案番号	件名	ページ 番号
議案第48号	専決処分の承認を求めることについて(三豊市税条例の一部改正)	2
議案第49号	専決処分の承認を求めることについて(三豊市国民健康保険税条例の一部改正)	7
議案第50号	専決処分の承認を求めることについて(令和7年度三豊市一般会計補正予算(第1号))	11
議案第51号	専決処分の承認を求めることについて(令和7年度三豊市介護保険事業特別会計補正予算(第1号))	13
議案第52号	専決処分の承認を求めることについて(令和7年度三豊市介護サービス事業特別会計補正予算(第1号))	15
議案第53号	専決処分の承認を求めることについて(令和7年度三豊市病院事業会計補正予算(第1号))	17
議案第54号	三豊市副市長の選任について	19
議案第55号	三豊市教育委員会委員の任命について	20

議案第 48 号

専決処分の承認を求めることについて（三豊市税条例の一部改正）

三豊市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和 7 年 5 月 23 日提出

三豊市長 山下 昭史

専決処分書

次に掲げる条例について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分する。

三豊市税条例の一部を改正する条例（別紙）

令和 7 年 3 月 31 日

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 1 8 号

三豊市税条例の一部を改正する条例

三豊市税条例(平成18年三豊市条例第68号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(種別割の税率) 第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 原動機付自転車 ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(ウ及び<u>ビオ</u>に掲げるものを除く。) 年額 2,000円 イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの(ウに掲げるものを除く。)又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円 <u>ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円</u> <u>エ</u> 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの(ウに掲げるものを除く。)又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円 <u>オ</u> 略 (2)・(3) 略 (種別割の減免) 第89条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるものについては、種別割を減免する。 (1)～(4) 略 2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。 (1)～(3) 略 (4) 原動機の総排気量又は定格出力(第82条第	(種別割の税率) 第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 原動機付自転車 ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(エ_____に掲げるものを除く。) 年額 2,000円 イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの_____又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円 <u>ウ</u> 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの_____又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円 <u>エ</u> 略 (2)・(3) 略 (種別割の減免) 第89条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるものについては、種別割を減免する。 (1)～(4) 略 2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。 (1)～(3) 略 (4) 原動機の総排気量又は定格出力_____

1号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、
原動機の総排気量及び最高出力)

(5)・(6) 略

3 略

(障害者に対する種別割の減免)

第90条 市長は、次に掲げる軽自動車等(第1号に掲げる軽自動車等にあっては、香川県税条例(昭和29年香川県条例第13号)第91条の3の規定により自動車税の減免を受けている者が所有するものを除く。)については、その所有者に対して課する種別割を減免する。

(1)・(2) 略

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあっては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者若しくは障害者と生計を一にする者若しくは障害者(障害者のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。)が記録された免許情報記録個人番号カード(同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。)を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。ただし、市長が減免申請書を提出する必要があると特に認めた場合は、この限りでない。

(1)～(4) 略

(5) 運転免許証 又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録(以下この号

(5)・(6) 略

3 略

(障害者に対する種別割の減免)

第90条 市長は、次に掲げる軽自動車等(第1号に掲げる軽自動車等にあっては、香川県税条例(昭和29年香川県条例第13号)第91条の3の規定により自動車税の減免を受けている者が所有するものを除く。)については、その所有者に対して課する種別割を減免する。

(1)・(2) 略

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあっては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者又は障害者と生計を一にする者若しくは障害者(障害者のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)

_____を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。ただし、市長が減免申請書を提出する必要があると特に認めた場合は、この限りでない。

(1)～(4) 略

(5) 運転免許証 の番号、交付年月日及び有効期限

において「免許情報記録」という。)の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件

(6) 略

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

4・5 略

6 第1項の規定により前年度において種別割の減免を受けた者について、当該年度において引き続き、前年度の減免申請書の記載事項に変更がないこと、及び軽自動車の減免を受けようとする意思のあることを市長が確認した場合は、第2項ただし書及び第4項ただし書の規定により、当該年度に係る減免申請書の提出を要しないものとすることができる。

附 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

2～21 略

22 法附則第15条第36項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

23 法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

24 法附則第15条第40項に規定する条例で定める割合は3分の1とする。

25 法附則第15条第41項に規定する条例で定める割合は4分の3とする。

26 略

並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件

(6) 略

3・4 略

5 第1項の規定により前年度において種別割の減免を受けた者について、当該年度において引き続き、前年度の減免申請書の記載事項に変更がないこと、及び軽自動車の減免を受けようとする意思のあることを市長が確認した場合は、第2項ただし書及び第3項ただし書の規定により、当該年度に係る減免申請書の提出を要しないものとすることができる。

附 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

2～21 略

22 法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

23 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

24 法附則第15条第41項に規定する条例で定める割合は3分の1とする。

25 法附則第15条第42項に規定する条例で定める割合は4分の3とする。

26 略

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 4 9 号

専決処分の承認を求めることについて（三豊市国民健康保険税条例の一部改正）

三豊市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和 7 年 5 月 2 3 日提出

三豊市長 山下 昭史

専決処分書

次に掲げる条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分する。

三豊市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（別紙）

令和7年3月31日

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 19 号

三豊市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

三豊市国民健康保険税条例(平成18年三豊市条例第69号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(課税額) 第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。 (1)～(3) 略 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>66万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>66万円</u>とする。 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>26万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>26万円</u>とする。 4 略 (国民健康保険税の減額) 第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>66万円</u>を超える場合には、<u>66万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>26万円</u>を超える場合には、<u>26万円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。	(課税額) 第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。 (1)～(3) 略 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>65万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>65万円</u>とする。 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>24万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>24万円</u>とする。 4 略 (国民健康保険税の減額) 第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>65万円</u>を超える場合には、<u>65万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>24万円</u>を超える場合には、<u>24万円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) 略 (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき 30万5,000円 を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア～カ 略 (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき 56万円 を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。) ア～カ 略 2・3 略	(1) 略 (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき 29万5,000円 を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア～カ 略 (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき 54万5,000円 を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。) ア～カ 略 2・3 略
---	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の三豊市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 5 0 号

専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度三豊市一般会計補正予算（第 1 号））

令和 7 年度三豊市一般会計補正予算（第 1 号）を定めることについて、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和 7 年 5 月 2 3 日提出

三豊市長 山下 昭史

専決処分書

令和 7 年度三豊市一般会計補正予算（第 1 号）を定めることについて、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、別冊のとおり専決処分する。

令和 7 年 4 月 22 日

三豊市長 山下 昭史

議案第 5 1 号

専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度三豊市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号））

令和 7 年度三豊市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）を定めることについて、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和 7 年 5 月 2 3 日提出

三豊市長 山下 昭史

専決処分書

令和 7 年度三豊市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）を定めることについて、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、別冊のとおり専決処分する。

令和 7 年 4 月 22 日

三豊市長 山下 昭史

議案第 5 2 号

専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度三豊市介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号））

令和 7 年度三豊市介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）を定めることについて、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和 7 年 5 月 2 3 日提出

三豊市長 山下 昭史

専決処分書

令和 7 年度三豊市介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）を定めることについて、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、別冊のとおり専決処分する。

令和 7 年 4 月 22 日

三豊市長 山下 昭史

議案第 5 3 号

専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度三豊市病院事業会計補正予算
（第 1 号））

令和 7 年度三豊市病院事業会計補正予算（第 1 号）を定めることについて、地方自治法
第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によ
りこれを報告し、議会の承認を求める。

令和 7 年 5 月 2 3 日提出

三豊市長 山下 昭史

専決処分書

令和 7 年度三豊市病院事業会計補正予算（第 1 号）を定めることについて、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、別冊のとおり専決処分する。

令和 7 年 4 月 22 日

三豊市長 山下 昭史

議案第 5 4 号

三豊市副市長の選任について

下記の者を三豊市副市長に選任することについて、地方自治法第 1 6 2 条の規定により、
議会の同意を求める。

記

住	所	三豊市三野町
氏	名	綾 章臣

令和 7 年 5 月 2 3 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 5 5 号

三豊市教育委員会委員の任命について

下記の者を三豊市教育委員会委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住	所	三豊市仁尾町
氏	名	村上 輝司

令和 7 年 5 月 2 3 日提出

三豊市長 山下 昭史